

# 第12編 土木

土  
木

## 土木事業の概要

快適で安全な生活を送る上で、都市施設は重要な役割を果たしている。

都市の道路は、人や車の交通機能だけでなく、日照・通風など生活環境機能、電気・通信・ガス・上下水道など各種ライフラインの収容機能、災害時の救助や物資輸送のための緊急輸送道路および延焼を遮断する防災機能などを有した、都市の諸活動を支える重要な基盤である。これらの道路を常に良好な状態に維持するため、令和3年3月に「中央区道路維持管理計画」を策定した。

区では、地域の魅力を高める街路環境（シンボルロード）の整備や、人にやさしい歩行環境の整備によるバリアフリー化、低騒音舗装や遮熱性舗装などによる環境にやさしい道路の整備などを推進している。

また、防災性向上を図るために「中央区無電柱化推進計画」や「中央区橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、電線類の地中化や橋りょうの長寿命化、架け替えなどを積極的に進めている。

区内の交通機関はJRや地下鉄が高密度に整備されている他、バス路線網も都営バスの運行に加えて、平成21年12月から中央区コミュニティバス「江戸バス」の運行を開始するなど、公共交通の利便性を高めている。

また、都心部と臨海部を結ぶ基幹的交通システム東京BRTのプレ運行（一次）が令和2年10月から開始され、令和5年4月からは、路線を拡大したプレ運行（二次）が開始された。加えて、さらなる交通需要への対応を目指し「都心部・臨海地域地下鉄」の事業化に向け、国や都に働き掛けている。

こうした中、臨海部における交通需要の増加への対応や、より一層のバリアフリー化の推進を図るため、交通のあるべき姿や方向性、実施すべき施策などを示した「中央区総合交通計画2022」を令和4年3月に策定した。

交通事故防止に向けては「中央区交通安全計画」（令和3年9月）に基づく各種の取り組みに加え、違法駐車の防止を図るため、重点地域に指定されている銀座地区で指

導・啓発活動を行っている。また、安全・安心・快適な自転車利用を促進するため、平成24年6月に策定した「中央区自転車利用のあり方」に基づき、駐輪場の整備や走行空間の整備などを行っている。さらに、自動二輪車の違法駐車対策として、自動二輪車用の駐車場の整備を推進するなど、良好な道路交通環境の改善に努めている。

公園・緑地は、区民の憩いやスポーツ・レクリエーションの場、大気汚染の改善やヒートアイランド現象の緩和、都市環境の向上、災害時の避難場所など、健康で安全な区民生活を営む上で重要な機能を有している。区では「中央区緑の基本計画」（平成31年3月）に基づき、大規模開発や公共用地などの活用による公園・児童遊園の確保や「中央区公園施設長寿命化計画」（令和4年1月）に基づき、老朽化が進んだ公園について地域のニーズに配慮しながら改修を行っている。さらには、公共施設の緑化や民間施設に対する緑化指導および緑化助成など積極的な緑化の推進に取り組んだ結果、平成29年度に調査した区の緑被率は10.7%で、平成16年度の調査値9.1%に比べ1.6ポイント増加している。

また、令和3年7月に「銀座・築地周辺のみどりのプロムナード構想」を策定し、都や関係機関との連携により、銀座・築地周辺を結ぶみどりのプロムナードの創出を図るとともに、築地市場跡地の再開発、浜離宮恩賜庭園、隅田川に続く広域的な歩行者中心の水とみどりのネットワーク形成を推進している。

水辺については、平成18年4月に策定した「中央区水辺利用の活性化に関する方策」に基づき、都と連携したスーパー堤防など水辺空間の整備や、舟運などにぎわい創出としての日本橋船着場の運用など「水の都中央区」の復活に向けた取り組みを推進している。

## 道路管理

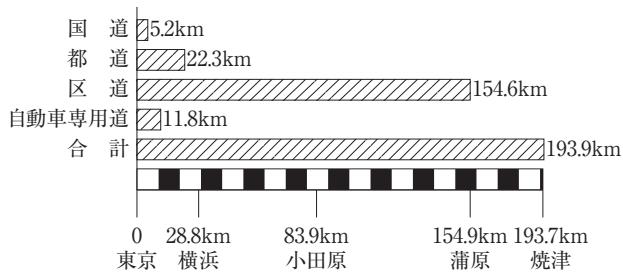
道路には、国や地方公共団体などが管理する公道と、人が管理する私道とがあり、区が管理する公道は区道である。令和5年4月現在区内の自動車専用道路を含む道路延長は約193.9km、うち区道は約154.6kmで約79.7%を占める。また、区の道路率（区の全面積に対する道路面積の割合）

は約30%で、これは23区の中で最も高い率となっている。なお、区の公道の舗装率は100%である。

## 道路所管別現況（令和5年4月1日現在）

種別		計	国道	都道	区道
計	延長	m	182,029	5,151	22,324
	面積	m <sup>2</sup>	2,721,846	164,545	876,327
京橋地域	延長	m	74,315	1,602	9,720
	面積	m <sup>2</sup>	1,085,014	46,622	360,675
日本橋地域	延長	m	76,090	3,549	6,373
	面積	m <sup>2</sup>	1,042,991	117,923	241,608
月島地域	延長	m	31,624	0	6,231
	面積	m <sup>2</sup>	593,841	0	274,044
(参考) 自動車専用道路は、延長11,841m、面積325,910m <sup>2</sup> (令和4年度 特別区土木関係現況調書)					

## 中央区における道路の所管別延長



◎内訳を四捨五入しているため、合計の値と一致しない。

## 区道愛称名の設定

区内の道路をより親しまれ、分かりやすくするため、区道に愛称名を設定し、併せて案内標識を設置している。

## 京橋地域 43路線

愛称名	設定年度	備考
柳通り	昭和63年度	延長平成2年度
鈴らん通り	〃	
鍛冶橋通り	〃	
銀座桜通り	〃	
銀座柳通り	〃	
松屋通り	〃	
みゆき通り	〃	延長平成4年度
交説社通り	〃	
花椿通り	〃	延長平成4年度
御門通り	〃	
銀座コリドー通り	〃	
数寄屋通り	〃	
ソニー通り	〃	
並木通り	〃	
西五番街通り	〃	
銀座鈴らん通り	〃	延長平成7年度・平成14年度
金春通り	〃	
あづま通り	〃	延長平成25年度
銀座マロニエ通り	平成元年度	
銀座三原通り	〃	
木挽町仲通り	〃	
演舞場通り	〃	
二八通り	〃	
平成通り	〃	
鉄砲洲通り	〃	
リバー通り	〃	
木挽町通り	〃	
信楽通り	平成2年度	
銀中通り	平成3年度	
中央市場通り	〃	
明正通り	〃	
銀座ガス灯通り	平成5年度	延長・変更平成15年度
泰明通り	平成11年度	
八重洲通り	平成14年度	
京橋宝通り	平成15年度	
聖ルカ通り	平成18年度	
波除通り	平成21年度	
銀座レンガ通り	〃	
見番通り	〃	
京橋大根河岸通り	平成24年度	
京橋竹河岸通り	〃	
居留地通り	平成25年度	
居留地中央通り	〃	

## 日本橋地域 46路線

愛称名	設定年度	備考
日銀通り	昭和63年度	
八重洲仲通り	〃	
さくら通り	〃	
人形町通り	〃	
水天宮通り	〃	
大門通り	〃	
みどり通り	〃	
馬喰町横山町西通り	〃	
馬喰町横山町仲通り	〃	
馬喰町横山町東通り	〃	
横山町大通り	〃	
共栄会通り	〃	
東日本橋三丁目中央通り	〃	
織物中央通り	〃	
甘酒横丁	〃	
清杉通り	〃	
仲通り	〃	
柳橋通り	〃	
産業会館通り	〃	
すずらん通り	〃	
御幸通り	〃	
不動院通り	〃	
清洲橋通り	〃	
むろまち小路	平成元年度	延長・変更平成18年度
按針通り	〃	
八重洲北口通り	〃	延長平成4年度
とうかん堀通り	〃	
横山町馬喰町新道通り	〃	
両国郵便局通り	〃	
浜町河岸通り	〃	
浜町公園通り	〃	
明治座通り	〃	
えびす通り	平成3年度	
箱崎湊橋通り	平成4年度	
大伝馬本町通り	平成5年度	
金座通り	〃	
左衛門橋通り	平成7年度	
柳原通り	〃	
馬二仲通り	〃	
時の鐘通り	平成13年度	
江戸・もみじ通り	平成15年度	
養珠院通り	平成16年度	
江戸桜通り	平成17年度	
八日通り	平成23年度	
本銀通り	平成27年度	
本町通り	令和元年度	

## 月島地域 10路線

愛称名	設定年度	備考
西仲通り	昭和63年度	延長平成元年度
東仲通り	〃	延長平成元年度・変更平成14年度
西河岸通り	平成元年度	
東河岸通り	〃	
佃仲通り	〃	
佃大通り	〃	
れいめい橋公園通り	平成2年度	
桜の散歩道	平成12年度	
さざなみ通り	〃	
トリトンブリッジ	〃	
合計		99路線

## 道路台帳

公用物としての道路の戸籍に相当する道路台帳は、道路の現況を容易に把握し、日常の管理事務を円滑に遂行するために基本となるものである。

そのため、道路の管理・整備や都区財政調整などの業務の基礎資料として道路台帳の整備を行うとともに、沿道の

土地所有者をはじめ利害関係者など、広く一般の閲覧に供している。

また、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新に伴う道路の改廃および道路占用工事時における事故防止などに対処する必要から、継続して台帳の追加・修正を行っている。

### 地籍調査

公共事業などの用地取得や民間による開発、土地売買などの基礎資料に資するとともに、災害時における復旧の迅速化を図るため平成21年度から段階的に実施している。

### 道路占用

道路の占用は主として、電気・ガス・上下水道・電話・地下鉄などの施設であるが、これらは道路と一体となって都市の発展に寄与し、日常生活に欠くことのできないものである。

その許可に当たっては、道路本来の機能を妨げないよう合理的に調整を行っている。

また、路上の各種工作物・看板などは一般交通の支障にならない条件の下に占用を認めている。

なお、道路掘削を必要とする工事などについては、道路の保全および安全性を確保するために技術的審査を行っている。

### 道路占用許可状況 (令和4年度)

種別	件数
計	4,702件
公益事業（電柱・ガス管・変圧塔など）	1,814
広告（袖看板・電柱広告など）	1,688
工事（足場・仮囲・構台など）	998
営業（日よけ・地下管路など）	186
露店（しめ飾りなど）	16

### 地域別道路掘削状況 (令和4年度)

計	件数	件	2,107
	面積	m <sup>2</sup>	24,287.31
京橋地域	件数	件	826
	面積	m <sup>2</sup>	13,042.57
日本橋地域	件数	件	1,064
	面積	m <sup>2</sup>	8,383.02
月島地域	件数	件	217
	面積	m <sup>2</sup>	2,861.72

### 道路占用工事の調整

道路占用工事（公益事業者の施工する埋設工事）を計画的かつ合理的に行い、道路の保全および円滑な交通の確保ならびに事故を防止するため「中央区道路工事調整協議会」を設置し、工事の時期および順序などについて定期的に調整を行っている。

なお、道路の掘り返しを防止するため、路線整備後の一定期間内は掘削工事の抑制を指導している。

## 道路工事調整状況 (令和4年度)

地下占用物件名	件 数
計	1,698件
下 水 道	300
水 道	331
通 信	143
電 気	473
ガ ス	127
地 下 鉄	108
そ の 他	216

### 道路の監察

道路は、人や車の通行だけでなく、災害時の避難や緊急車両の通行などとしての役割を果たしている。

このため、道路管理者は、常に道路を良好な状態に保持し、安全で円滑な交通を確保する義務がある。

こうした観点から区内を巡回し、道路を損傷または汚損しているもの、道路上に看板や荷物などの物件を放置しているもの、許可なくまたは許可条件に違反して道路占用しているものなどに対し、交通に危険を及ぼす恐れがあることから、指導・取り締まりを実施している。

この他、区内警察署と合同で定期的にパトロールを実施し、道路使用の適正化にも努めている。

### 放置自転車対策

交通の安全および円滑な通行、災害時の防災活動の場を確保するため「中央区自転車の放置防止に関する条例」に基づき、放置禁止区域の指定や放置自転車の撤去、さらに放置防止のPR活動など各種の対策事業を行っている。

また、歩行者や緊急車両の通行の妨げになる、駅周辺を中心とした放置自転車問題などの解消を図るため、平成24年6月に「中央区自転車利用のあり方」を策定した。

#### 1 駐輪場

交通の安全や利用者の利便を図るために、銀座駅、東銀座駅、新富町駅、築地駅、築地市場駅、八丁堀駅、東京駅、水天宮前駅、浜町駅、茅場町駅、人形町駅、東日本橋駅、馬喰町駅、馬喰横山駅、日本橋駅、月島駅および勝どき駅周辺に22カ所5,388台の駐輪場を設置している。

なお、平成27年4月から受益者負担に基づき駐輪場の定期利用での有料化を実施するとともに、平成28年1月から一部駐輪場において一時利用（有料）を開始した。

また、東京駅周辺の放置自転車対策として、平成27年3月から駅周辺の広幅員の歩道上に民設民営の一時利用駐輪場を整備している。

### 利用料金

#### 定期利用

	1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	12ヵ月
区 一般	1,500円	4,000円	8,000円	16,000円
民 学生	1,000	2,500	5,000	10,000
区民以外	2,000	5,500	11,000	22,000

#### 一時利用

- 最初の2時間は無料、以降8時間ごとに100円
- 利用時間は72時間まで

### 区立駐輪場一覧

駐輪場名	所 在 地	収容台数	
		定期利用	一時利用
計	22カ所	4,190台	1,198台
八重洲二丁目地下	八重洲2-1-4先	-	290
銀座六丁目地下	銀座6-10-1先	300	100
入船橋	明石町1-34	134	50
築地市場駅地下	築地5-1-1先	466	50
備前橋第一	築地7-1-15	62	-
備前橋第二	築地7-5-14	84	-
備前橋第三	築地7-5-16	30	50
八丁堀第一	八丁堀4-5-14	90	70
八丁堀第二	八丁堀4-11-24	101	-
人形町一丁目	日本橋人形町1-12-11先	93	32
人形町通り	日本橋人形町1-14-8先他	137	-
人形町二丁目地下	日本橋人形町2-12-1	204	-
人形町三丁目	日本橋人形町3-8-1先	52	-
蛎殻町	日本橋蛎殻町2-1-1先	78	48
箱崎町	日本橋箱崎町24-2	80	-
清杉通り	東日本橋2-1-3先他	111	48
浜町公園地下	日本橋浜町2-59-4	212	50
日本橋二丁目地下	日本橋2-10-8先	86	48
茅場町	日本橋茅場町2-17-13	46	54
月島駅前第一	月島2-1-1先	392	108
月島駅地下	月島2-10-3先	677	100
勝どき駅地下	勝どき1-9-4先	755	100

#### 2 放置自転車の撤去など

新富町駅、築地駅、築地市場駅、八丁堀駅、東京駅、浜町駅、人形町駅、月島駅および勝どき駅周辺を放置禁止区域に指定し、禁止区域内の放置自転車の即日撤去を行っている。また、放置禁止区域外の道路などに長期間（5日間以上）放置されている自転車については、注意・警告を行い隨時撤去している。平成27年4月1日から、撤去自転車に対する撤去・保管手数料（1台3,000円）の徴収を行っている。

さらに、放置自転車が多い駅周辺では（公社）中央区シルバー人材センターに委託し、放置自転車の整理などを行っている。実施駅は、銀座駅、東銀座駅、新富町駅、築地駅、京橋駅、宝町駅、築地市場駅、八丁堀駅、水天宮前駅、浜町駅、茅場町駅、人形町駅、東日本橋駅、馬喰横山駅、小伝馬町駅、日本橋駅、月島駅および勝どき駅の18駅である。

### 3 放置自転車リサイクル事業

区が撤去し一定期間保管後、引き取り手のない放置自転車を中央区放置自転車リサイクル事業協力組合の協力により再生し、各協力店で販売している。

令和4年度 リサイクル実績 522台

### 屋外広告物の許可

情報、宣伝の時代といわれている現在、人の集まる市街地にはさまざまな屋外広告物が掲出されている。

それは都市の活力・象徴ともいわれているが、その反面、都市の美観を損ねている場合も少なくないのが現状である。

区では「東京都屋外広告物条例」に基づき、都市の美観

と風致を維持するとともに、公衆に対する危険を防止するため、屋外広告物の表示場所や物件の設置方法および維持管理などについて「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」により許可事務を取り扱っている。

### 屋外広告物許可状況 (令和4年度)

種 別	件 数
計	1,217件
広 告 塔	58
広 告 板	727
広 告 幕	373
店 頭 装 飾	9
電 柱 ・ 標 識 利 用 広 告	12
車 体 利 用 広 告	29
そ の 他	9

## 区営駐車場

違法路上駐車は、交通渋滞のみならず交通事故の原因やまちの景観を悪化させるなど、さまざまな問題を引き起こしている。

そのため、区営駐車場を設置しており、現在、都市計画

駐車場2場を含む8場合計741台を整備している。また、二輪車駐車場については、5場161台を整備している（区営二輪車駐車場現況については291頁参照）。

### 区営駐車場現況

駐車場名	京橋プラザ駐車場	銀座地下駐車場 (都市計画)	築地川第二駐車場	築地川第三駐車場	人形町駐車場	浜町公園地下駐車場 (都市計画)	月島駐車場	晴海一丁目駐車場
所在地	銀座一丁目 25番3号	銀座七丁目 17番12号先	築地七丁目 5番15号	明石町 1番32号	日本橋人形町 一丁目1番17号	日本橋浜町二 丁目59番4号	月島四丁目 1番1号	晴海一丁目 7番3号
供用開始日	平成11年 7月1日	平成11年 6月1日	平成元年 4月1日	平成元年 4月1日	平成8年 5月1日	平成8年 5月1日	昭和63年 6月1日	平成13年 6月1日
駐車可能台数	126台	104台	108台	62台	47台	185台	73台	36台
(時間制)	(40台)	(51台)	(54台)	(31台)	(17台)	(93台)	(37台)	—
(定期制)	(86台)	(53台)	(54台)	(31台)	(30台)	(92台)	(36台)	(36台)
使用料	時間制 30分ごと	200円	200円	200円	200円	200円	150円	—
	1泊駐車	1,400円	1,500円	1,400円	1,400円	1,400円	1,200円	—
	定期制 1カ月	機械式 40,000円	機械式45,000円 自走式50,000円	自走式 40,000円	自走式 40,000円	自走式 40,000円	自走式 35,000円	自走式 33,000円

### 区営二輪車駐車場現況

駐車場名	京橋プラザ 駐車場内	銀座地下 駐車場内	浜町公園地下 駐車場内	備前橋 二輪車駐車場	月島駅前 二輪車駐車場
所在地	銀座一丁目 25番3号	銀座七丁目 17番12号先	日本橋浜町二丁目 59番4号	築地七丁目 1番15号	月島二丁目 1番1号先
供用開始日	平成18年7月1日			平成19年8月1日	
駐車可能台数	32台	30台	53台	20台	26台
(時間制)	(10台)	(9台)	(8台)	—	—
(定期制)	(22台)	(21台)	(45台)	(20台)	(26台)
使 用 料	時間制 1時間ごと	100円	100円	100円	—
	1泊駐車	300円	400円	300円	—
	定期制 1カ月	8,000円	10,000円	8,000円	8,000円
					7,000円

### 届出駐車場

都市計画区域内において、一般公共の用に供する部分が500m<sup>2</sup>以上の路外駐車場（時間貸駐車場）を設置する場合は「駐車場法」に基づく届け出が、また、その駐車場が他の施設の付属物や、建築物でない場合は「バリアフリー新法」に基づく特定路外駐車場としての届け出が必要となる。平成24年4月の法律の改正により届け出先が中央区長となっている。

駐車場の設置は出入り口付近の道路交通や住民の住環境などに大きな影響を及ぼすため、届け出基準に該当する駐車場を設置する者は、駐車場の位置、規模、構造、設備そ

の他必要な事項について届け出を行い、事前に審査を受けることが「駐車場法」で定められている。また、特定路外駐車場については、高齢者や障害者などを含め全ての人が安全で利用しやすい構造・設備の基準への適合が「バリアフリー新法」に定められている。

令和4年度の受理件数は、設置届1件、設置変更届6件、管理規程届1件、管理規程一部変更届19件、休止届1件、廃止届0件、再開届1件で、区内の届出駐車場は111カ所である。

### 観光バス乗降所

区内を訪れる観光客の増加に伴い、観光バスの路上駐車が増え、観光客の乗降による歩道の混雑や交通渋滞、騒音などが問題となっている。

そのため、観光バスの乗降所を整備し、交通の円滑化を図っている。

### 観光バス乗降所現況

乗降所名	所在地	停車台数
銀座六丁目バス乗降所	銀座六丁目10番1号先	4台
月島観光バス乗降所	月島一丁目3番1号先	2台

### コミュニティバス

地域内・地域間を結ぶ公共交通を補完し、区内交通不便エリアの解消および公共施設の利便性向上を図るため、平成21年12月1日からコミュニティバス（江戸バス）を運行している。

運行開始後は、平成23年1月8日に人形町周辺へのア

セス改善などを図るため、北循環の一部ルート変更を実施した。

また、平成24年7月14日に湊・入船を運行ルートに加え、新富二丁目で南北の乗り継ぎを可能にするとともに、土・日曜日、祝日・休日の銀座方面へのルート延伸を実施した。

令和5年6月20日から高齢者、障害者、妊産婦などを対象に運賃の無償化を実施している。

### 1 運賃

大人・子ども各100円

未就学児は無料

運賃無償化対象者

区内在住で、次のいずれかに該当する方

- ・65歳以上の方

- ・身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方

- ・妊産婦などの方

※乗車券1枚につき、妊婦の方または対象乳幼児（2歳到達月の末日までの子）の保護者の方1人に限り利用可能。

### 2 運行ルート（主な停留所）

#### (1) 北循環ルート

中央区役所～八丁堀駅～東京駅八重洲北口～新日本橋駅～日本橋保健センター～日本橋区民センター～新川二丁目～中央区役所

#### (2) 南循環ルート

中央区役所（～三原橋～築地場外市場前）～聖路加国際病院～マイホーム新川～佃二丁目～月島区民センター～勝どき駅～豊海町～勝どき橋西～入船三丁目～中央区役所

◎（ ）内は土・日曜日、祝日・休日のみ運行

### 3 運行時間

#### (1) 北循環

平日	午前7時～午後6時40分
----	--------------

土曜日	午前6時58分～午後6時38分
-----	-----------------

日曜日、祝日・休日	午前7時58分～午後6時38分
-----------	-----------------

#### (2) 南循環

平日・土曜日	午前7時～午後6時40分
--------	--------------

日曜日、祝日・休日	午前8時～午後6時40分
-----------	--------------

◎いずれも中央区役所発車時刻

### 4 運行本数

平日・土曜日	各ルート36本（20分間隔）
--------	----------------

日曜日、祝日・休日	各ルート33本（20分間隔）
-----------	----------------

## 道路の整備

道路を常に良好な状態に維持し、道路環境を保全するため、直営および請負の方式により道路の整備を行っている。

直営方式では、路面の破損や路面排水などの不良箇所の維持補修を職員により日常的に行っている。

請負方式では、路面の損傷の著しい路線から計画的に舗装などの改修工事を行うとともに、うるおいのあるまちづくりの一環として景観面にも配慮し、全ての人が安全で快適に歩行できるよう道路の改修工事などを実施している。

また、道路占用している各種ライフラインの更新などに伴い掘削された道路の復旧工事を行っている。さらに道路および雨水ますの清掃を定期的に行っている。

### 道路整備実施状況（令和4年度）

地域別 種別	計	京橋地域	日本橋地域	月島地域
道路維持	直営施工	86m <sup>2</sup>	35	38
	請負施工	2,380m <sup>2</sup>	1,613	706
改修工事など	車道舗装	9,934m <sup>2</sup>	1,395	8,539
	歩道舗装	3,819m <sup>2</sup>	0	3,819
清掃	一日当たりの延長	52.2km	26.1	17.2
	年間の延長	9,362km	4,590	3,140
				1,632

### 私道整備の助成

一般交通の用に供されている私道を対象に生活環境の向上と一般交通の安全および円滑を図ることを目的として、路面舗装、路面排水施設などの整備について助成を行っている。

#### 助成対象

1 幅員1.2m以上で、公道と公道を連絡している私道（助成は100%）

2 幅員1.8m以上、延長20m以上の行き止まりで、一方を公道に連絡している私道（助成は90%）

3 助成を受けて整備した私道で、経年のため破損が著しく、一般交通に支障となっている私道（助成は100%）

### 私道整備助成の実施状況（令和4年度）

地域別 種別	計	京橋地域	日本橋地域	月島地域
延長	106m	39	18	49
面積	251m <sup>2</sup>	123	39	89

## 電線共同溝の整備

災害に強い都市基盤の整備と安全で円滑な道路交通の確保、都市景観の向上のため、電線類を地中化する電線共同溝の整備を行っている。令和5年4月1日現在の区内における無電柱化率は46.1%（国道100%、都道100%、区道

### 電線共同溝整備現況

地域別	計	京橋地域	日本橋地域	月島地域
整備延長	9,100m	2,790	4,760	1,550

## 橋りょうの整備

区が管理する橋りょうは、関東大震災の復興や1964年の東京オリンピックを契機として整備されたものが多く、長期にわたり供用してきたことから、老朽化が進行し、耐荷力の低下などが懸念されている。

このため、隨時目視による点検や定期的な健全度調査を実施するとともに「中央区橋梁長寿命化修繕計画」（平成22年3月策定、令和2年3月第2回改定）に基づき、橋面舗装や塗装など予防保全的な修繕や計画的な架け替えを実施している。

### 橋りょう耐震補強整備現況

（補強が必要とされたもののうち、完了した数）

区道地域別	計	京橋地域	日本橋地域	月島地域
整備済み橋りょう	18橋	11	5	2

36.5%）で、これは23区の中で最も高い率となっている。

令和5年度は築地六丁目4番先～明石町12番先、勝どき二丁目17番先～勝どき四丁目13番先において整備を予定している。

### 橋りょう現況（全数）

地域別 種別	計	京橋地域	日本橋地域	月島地域
計	66橋（4）	24	24（1）	18（3）
国道	3	0	3	0
都道	28	8	11	9
区道	32（3）	16	7	9（3）
その他の区道	3（1）	0	3（1）	0

◎その他の区道とは、区境にある千代田区管理橋りょうを指す。

◎区境にある都建設局千代田工区、港工区、都市整備局の管理橋りょうを含む。

◎平成29年度の都管理橋りょう定義の見直しにより、陸橋をトンネル扱いとした。

◎（ ）内は歩行者専用橋の数（内数）

## 主要橋りょう現況

橋名		架設河川名	路線名	橋種	橋長	有効幅員	橋面積	竣工年	工月	備考
京橋	永代橋	隅田川	都道(主要地方道10号)	鋼橋	184.7m	25.0m	4,729.3m <sup>2</sup>	大15. 1		
	勝鬨橋	〃	〃(〃304号)	〃	246.0	22.0	6,469.8	昭15. 6		
地域	佃大橋	〃	〃(特例都道473号)	〃	220.0	25.2	5,720.0	昭39. 8	本橋	
	〃	〃	〃(〃)	〃	256.3	20.6	7,443.8	昭39. 4	取付	
地域	中央大橋	〃	〃(〃463号)	〃	210.7	24.0	5,267.5	平6. 1		
	三吉橋	(旧築地川)	特別区道中京第404号	〃	82.6	15.0	1,366.0	昭4. 12		
	南高橋	亀島川	〃中京第416号	〃	63.1	11.0	694.1	昭7. 3		
日本橋地域	日本橋	日本橋川	国道1号	石橋	49.1	27.3	1,338.9	明44. 3		
	両国橋	隅田川	〃14号	鋼橋	165.5	23.9	3,957.8	昭7. 11		
	浅草橋	神田川	〃6号	〃	35.8	33.0	1,181.9	昭5. 1		
	新大橋	隅田川	都道(主要地方道50号)	〃	170.0	24.0	5,185.0	昭51. 11		
	清洲橋	〃	〃(特例都道474号)	〃	186.2	22.0	4,824.6	昭3. 3		
	隅田川大橋	〃	〃(〃475号)	〃	210.3	27.5	6,309.0	昭54. 11	本橋	
	〃	〃	〃(〃)	〃	181.4	14.0	2,902.7	昭51. 3	取付	
	一石橋(上・下)	日本橋川	〃(〃405号)	〃	50.2~60.8	14.0~16.5	1,779.3	平13. 7 昭48. 3	上り 下り	
	柳橋	神田川	特別区道中台第1号	〃	38.0	11.0	433.2	昭4. 7		
	鎧橋	日本橋川	〃中日第7号	〃	56.7	19.0	1,077.3	昭32. 7		
	豊海橋	〃	〃中日第58号	〃	46.3	8.0	373.0	昭2. 9		
月島地域	相生橋	隅田川	都道(特例都道463号)	〃	149.1	31.0	5,486.9	平12. 3		
	黎明橋	朝潮運河	〃(主要地方道304号)	〃	88.2	35.0	3,245.8	昭54. 3		
	晴海大橋(上・下)	春海運河	〃(〃)	〃	580.0	15.0	19,059.0	平19. 3		
	朝潮橋	朝潮運河	特別区道中月第803号	〃	86.0	12.3	1,057.8	昭54. 11		
	朝潮大橋	〃	都道(特例都道473号)	〃	240.0	30.0	8,472.0	平元. 11		
	春海橋(上・下)	春海運河	〃(主要地方道304号)	〃	172.8	16.75 9.75	3,049.9 1,857.6	昭60. 3 昭48. 3	上段(上り) 下段(下り)	
	〃(下り高架)	〃	〃(〃)	〃	453.9	7.0	3,858.2	昭49. 3		

## 交通安全

## 交通安全対策

令和4年、区内の交通事故発生件数は716件であった。交通事故を減少させ、安全で快適な交通社会を実現させるため、区では交通安全対策を重点施策の一つに取り上げ、区内各警察署をはじめ、関係機関・団体との積極的な協力の下に、交通安全意識の普及・啓発に重点を置いた参加・体験型の交通安全活動を展開するとともに、交通安全施設の充実を図っている。

また、交通渋滞および交通事故の原因となっている違法駐車対策については、平成15年9月から「中央区違法駐車等の防止に関する条例」を施行し、違法駐車防止の指導・

啓発活動に取り組んでおり、違法駐車等防止重点地域に定めた銀座地区では、指導員が令和4年度は36回の指導を実施した。

## 中央区交通安全対策協議会

区内行政機関および団体が相互の協力体制を確立し、強力かつ効果的な区民運動を推進するために設置された協議会で、区長を会長とし、区議会議員・交通安全協会・町会・PTAの代表者および国・都・区・警察署・消防署などの交通安全対策に関する行政機関の職員によって構成されている。

## 中央区交通安全計画

「第11次中央区交通安全計画」(令和3年度～令和7年度)に基づき「令和5年度中央区交通安全実施計画」を策定し、関係機関などが実施する具体的な施策を示すことにより、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図っている。

また、交通安全意識の普及・啓発を図り、正しい交通秩序を確立するため「中央区交通安全運動基本要綱」に基づき、春・秋の交通安全運動をはじめ、各種の運動を展開している。

### 1 春・秋・年末の運動

- 「春の中央区交通安全運動」
- 「秋の中央区交通安全運動」
- 「TOKYO 交通安全キャンペーン」

### 2 月例運動

- 「中央区交通安全日」

### 3 特別運動

対象および時期などを特定して行う運動とし、名称はその都度定める。

なお、毎年区と区内4警察署の主催で「中央区交通安全のつどい」を開催している（令和2～4年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、中止した）。

## 交通事故発生状況

区分 地域別		発生件数	死者数	負傷者数
全 国	令和4年	300,839件	2,610人	356,601人
	令和3年	305,196	2,636	362,131
	増減数	△4,357	△26	△5,530
	増減率	△1.4%	△1.0%	△1.5%
東 京 都	令和4年	30,170	132	33,429
	令和3年	27,598	133	30,836
	増減数	2,572	△1	2,593
	増減率	9.3%	△0.8%	8.4%
中 央 区	令和4年	716	2	812
	令和3年	648	1	715
	増減数	68	1	97
	増減率	10.5%	100.0%	13.6%

[各年1月～12月]

## 交通安全施設

令和4年中の区内における交通事故は、件数が716件、死者が2人、負傷者が812人となっており、交通規制、交通安全教育、交通安全施設の整備などの交通安全対策を推進することが重要である。

このため、事故の多発している路線や通学路を点検し、交通管理者である警察署と十分な協議を行い、交通安全施設の整備を積極的に推進するなど、交通事故防止に努めている。

## TSマーク取得費用助成

TSマークは自転車安全整備士が点検・整備を行い、安全な自転車であることを確認した証しとして貼付されるマークで、1年間有効な賠償責任保険・傷害保険が付帯される。

区では、自転車利用における安全意識の向上および交通事故の防止を図るため、平成28年8月1日からTSマーク取得に係る経費の助成を行っている。

### 助成内容

区民が区内の自転車安全整備店においてTSマークを取得した場合、加入者本人に一律1,000円を助成する。

### 歩道の新設・拡幅

歩道が分離されていない道路では、人と車が混在して交通事故の危険性があるため、歩道の設置を推進しており、幅員11m以上の道路は、ほとんどの路線が設置済みである。また、幅員11m未満の道路においても、通学路をはじめ必要性の高い路線は、警察署や関係機関と調整の上、歩道の新設を行っていく他、歩道幅員が狭い路線については、歩行者、自転車利用者などの利便と安全を確保するため、交通量などを勘案しながら、歩道の拡幅を計画的に実施している。

### 歩道設置現況（令和5年4月1日現在）

区分 道路部幅員	道路延長	歩道設置済み道路延長		
		計	両側	片側
計	154,554m	76,614m	64,632	11,982
11m以上	65,512	64,542	61,539	3,002
11m未満	89,041	12,072	3,093	8,980

◎内訳を四捨五入しているため、合計の値と一致しない。

### 歩道新設・拡幅実施状況（令和4年度）

地域別	計	京橋地域	日本橋地域	月島地域
整備延長	270m	0	270	0

### 街路照明の整備

夜間における交通の安全を確保するとともに、防犯を目的に、都市景観の調和に配慮しながら街路照明の整備を行っている。

### 街路灯整備現況

地域別 種別	計	京橋地域	日本橋地域	月島地域
計	6,356基	2,620基	2,804基	932基
水銀灯	497	276	102	119
ナトリウム灯	64	0	55	9
メタルハライド灯	1,045	373	562	110
蛍光灯	9	9	0	0
L E D 灯	4,741	1,962	2,085	694

### 安全施設の設置

歩行者の安全確保や車両の路外逸脱などの発生を防止するため、道路に防護柵などを設置している。また、交通の安全と円滑を図るため、区画線・車道外側線・中央分離帯を設置するとともに、生活道路の交通事故防止対策として道路反射鏡・ストップマーク・滑り止め舗装などを設置している。

さらに、児童生徒の通学時における交通の安全を確保するため通学路標識およびスクールゾーン標識や、視覚障害者の歩行の安全を確保するため視覚障害者誘導用ブロックなどを設置している。

### 防犯灯整備の助成

安全で快適な私道を確保することにより、住民の生活環境の向上に寄与することを目的に防犯灯の整備助成を行っている。助成方法は、区が防犯灯の整備工事を受託し施工する。

#### 助成対象

1 幅員1.2m 以上で、公道と公道を連絡している私道（助成は100%）

2 幅員1.8m 以上、延長20m 以上の行き止まりで、一方を公道に連絡している私道および区長が特に必要と認める私道（助成は90%）

防犯灯助成状況 (令和4年度)

地域別	計	京橋地域	日本橋地域	月島地域
助成基数	59基(LED)	2	23	34

### 安全施設の設置状況

地域別 種 別	計	京橋地域	日本橋地域	月島地域
防 護 柵	40,766m	15,121	13,146	12,499
ボ ラ ー ド ※	3,306本	1,231	1,449	626
道 路 反 射 鏡	323基	123	126	74
通 学 路 標 識	372基	163	117	92
視覚障害者誘導用 ブ ロ ッ ク	2,881カ所	1,218	1,219	444

※歩道に設置している車止め

### 横断歩道橋現況

(階段部除く)

橋 名	路 線 名	位 置	橋 長	有効幅員	橋面積
京 橋 地 域	宝町歩道橋	都道（主要地方道316号）	京橋 2-9~2-16	39.6m	3.0m 134.7m <sup>2</sup>
	銀東一ヶ	ヶ	銀座 1-14~1-20	37.2	3.0 126.6
	昭和通り銀座	ヶ	銀座 7-14~8-13	147.1	4.0 682.7
	銀座東八丁目	ヶ	銀座 8-13~8-15	112.1	1.5 190.5
	立二中前	ヶ（特例都道473号）	入船 3-10~明石町1	30.0	1.5 57.0
	築新川一丁目	ヶ（主要地方道50号）	築地 2-13~3-15	27.4	1.5 52.0
		ヶ（　　10号）	新川 1-17~1-16	26.4	1.5 50.1
	日本橋中学校前	国道 4号	日本橋本町4-5~4-12	43.5	2.3 97.9
	久江戸橋松	特別区道中日第6号 ヶ 第3号	東日本橋1-10先	25.4	2.0 50.8
	江戸橋南詰	都道（主要地方道316号）	日本橋久松町12~東日本橋1-1	26.4	1.5 39.6
	江戸橋	ヶ	日本橋 1-10~1-18	41.6	1.5 83.2
	蛎殻町	特別区道中日第251号	日本橋 2-11~2-12	36.9	3.0 125.3
			日本橋蛎殻町2-1~ 日本橋箱崎町42	21.5	2.3 49.4
月 島 地 域	晴海一丁目歩道橋	都道（主要地方道304号）	晴海 1-4~2-1	72.4	1.5 144.5
	なかよしあい	特別区道中月第807号 ヶ 第810号	晴海 1-7~1-6	21.9	3.0 83.2
	さざなみ	ヶ	晴海 1-8~1-7	26.4	3.0 100.3
	晴海	都道（主要地方道304号）	晴海 1-8~1-6	26.3	3.1 92.0
			晴海 1-8~3-2	42.3	1.5 80.5

### 地下横断歩道などの現況

名 称	路 線 名	位 置	延長	有効幅員	面積
京 橋 地 域	銀座地下歩道	都道（主要地方道304号）	銀座四丁目地内	165.0m	9.0m 1,485.0m <sup>2</sup>
日 本 橋 地 域	本町地下道	都道（主要地方道316号）	日本橋本町二丁目地内	74.7m	3.0m 224.1m <sup>2</sup>
	江戸橋 A	ヶ	日本橋本町一丁目地内（閉鎖中）	33.0	3.1 102.3
	江戸橋 B	ヶ	日本橋一丁目地内	33.0	3.1 102.3
	あやめ	ヶ（特例都道474号）	浜町三丁目地内	43.2	3.1 133.9
	浅草橋地下横断歩道	国 道 6号	日本橋馬喰町一・二丁目地内	273.2	4.0 1,092.8
	日本橋室町二丁目地下歩道	国 道 4号	日本橋室町二丁目地内	107.5	5.2 559.4
	日本橋室町一丁目地下歩道	ヶ	日本橋室町一丁目地内	198.0	7.3 1,445.3
	日本橋地下歩道	ヶ	日本橋室町二丁目地内	97.0	5.0~6.2 497.0
	日本橋室町一・二丁目地下歩道	ヶ	日本橋室町一・二丁目地内	90.0	4.9~10.7 738.9
	日本橋室町三丁目地下歩道	ヶ	日本橋室町三丁目地内	68.6	7.0~9.0 569.5

## 公園・緑地

公園や緑地は人々に安らぎを与えるとともに、児童の遊びや青少年の運動、情操教育の場である。また、都市環境の改善や生き物の生息環境、火災・地震などの災害時の避難場所としての機能も有している。このように、公園や緑地は人々が健康で安全な生活を営む上で、欠くことのできない重要な施設である。

区では、花と緑に囲まれた美しいまちづくりを目指し「花の都中央区宣言」(平成元年) や「中央区緑の基本計画」(平成31年3月)に基づき、区民と行政が一丸となって積極的な緑化推進に取り組んでいる。その結果、平成29年度に調査した区の緑被率は10.7%で、平成16年度の調査値9.1%に比べ1.6ポイント増加している。

公園の整備については、立体都市公園制度を用い、水谷橋公園を銀座にふさわしい開放的な公園に再整備した他、開発事業や都によるスーパー堤防事業および朝潮運河の護

岸整備事業などと連携して新設整備を進めるとともに、老朽化が進んだ公園は地域特性やニーズに配慮した改修を行うなど、機能の更新を図っている。また、公園などのまとまった緑の拠点と街路樹や河川・運河沿いの緑を結ぶことで、水とみどりのネットワークづくりを推進している。都市機能が集中し、土地の確保が難しい本区では、建物の屋上や壁面の緑化整備・拡充も積極的に進めており、民間施設については「中央区花と緑のまちづくり推進要綱」(平成24年)に基づき緑化の指導を行うとともに、整備に対する助成により支援を行っている。また、公園や花壇の維持管理については、区民・事業者・地域と区のパートナーシップの構築も不可欠である。「中央区緑のアダプト活動実施要綱」(平成22年)により、区民や事業者などボランティアによる花壇の維持管理などの緑化活動、地域による公園清掃や見守りなど自主管理活動を促進している。

### 区立公園現況

区分 公園名	所在地	面積	区分 公園名	所在地	面積
合 計	57カ所	340,100.80m <sup>2</sup>	十思公園	日本橋小伝馬町5-2	2,084.26
京橋地域	計 24カ所	77,614.57m <sup>2</sup>	堀留児童	日本橋堀留町1-1-16	4,096.59
楓川久安橋公園	京橋1-19-13先	1,530.45	久松児童	日本橋富沢町16-6	3,617.54
水谷橋	銀座1-12-6	612.72	蛎殻町	日本橋蛎殻町2-10-6	5,902.88
京橋	銀座1-25-2	2,193.68	箱崎川第一	日本橋箱崎町2-1	1,483.90
数寄屋橋	銀座4-1-2 5-1-1	4,363.31	箱崎川第二	日本橋箱崎町3-1	3,169.02
築地川采女橋	銀座6-18-1	816.95	箱崎	日本橋箱崎町18-18	2,435.50
楓川新富橋	新富2-1-14先	581.81	千代田	東日本橋1-10-2	2,182.90
桜川	入船1-1-1	5,113.54	浜町	日本橋浜町2-59-1	47,452.83
桜川屋上	湊1-1-2	2,702.80	あやめ第二	日本橋中洲13-1	3,512.15
鉄砲洲児童	湊1-5-1	2,963.53	中洲	日本橋中洲13-13先	2,494.25
湊	湊2-16-21	1,600.98	あやめ第一	日本橋中洲14-1	2,443.00
明石児童	明石町6-5	1,185.12	楓川新場橋	日本橋兜町11-15先 18-14	132.23
明石町河岸	明石町8先	4,071.43	坂本町	日本橋兜町15-3	5,192.46
築地川亀井橋	築地1-6-1先	1,768.59	月島地域	計 17カ所	174,452.13m <sup>2</sup>
築地川祝橋	築地1-11-13先	1,441.32	佃公園	佃1-11-4	24,080.54
築地川銀座	築地1-13-20先	2,301.45	石川島	佃2-1-5	32,700.20
築地川	明石町10-2	14,066.58	月島第一児童	月島4-2-1	3,768.59
市場橋	築地4-15-2	1,854.48	月島第二児童	勝どき1-9-8	5,189.30
築地川千代橋	築地5-1-1先	1,915.91	勝どき五丁目親水	勝どき5-2-19先	2,126.34
はとば	築地6-19-24	1,966.78	勝どき見晴らし	勝どき5-7先	1,774.22
あかつき	築地7-19-1	12,174.07	勝どき六丁目親水	勝どき6-2先	669.75
楓川宝橋	八丁堀2-1-12先 3-1-20	960.56	豊海児童	勝どき6-6-6	1,133.19
楓川弾正橋	八丁堀3-2 4-1-12先	990.57	豊海運動	豊海町3-19	15,804.55
越前堀児童	新川1-12-1	3,060.23	新月島	晴海1-3-29	18,949.13
新川	新川1-31-1	7,377.71	晴海第二	晴海1-6-3	3,105.71
日本橋地域	計 16カ所	88,034.10m <sup>2</sup>	晴海第一	晴海1-7-3	4,117.73
常盤公園	日本橋本石町4-4-3	1,420.35	晴海第三	晴海1-8-14	1,200.02
地蔵橋	日本橋本町4-5-11	414.24	黎明橋	晴海3-1-6	7,103.16
			佃三丁目	佃3-11-4先	1,876.59
			朝潮運河親水	晴海3-6-7先	12,308.45
			晴海臨海	晴海2-4-27	38,544.66

## 区立児童遊園現況

区分 児童遊園名	所 在 地	面 積	区分 児童遊園名	所 在 地	面 積
合 計	32カ所	11,340.27m <sup>2</sup>	茅場橋北児童遊園	日本橋小網町1-1-5先	652.25
京 橋 地 域	計 14カ所	2,544.42m <sup>2</sup>	小 網 町	日本橋小網町9-1先	1,065.02
紺屋橋児童遊園	八重洲2-11-9	110.62	左衛門橋南東	日本橋馬喰町2-7-16	113.00
弾正橋北西	京 橋 2-18-1先	132.00	両国橋際	東日本橋2-25-8先	505.37
新金橋	新 富 1-1-9	336.90	初 音 森	東日本橋2-27-9	195.43
桜橋南西	新 富 1-2-9	80.00	東日本橋	東日本橋3-11-3	112.72
桜橋南東	新 富 1-13-27	90.67	茅場橋南	日本橋茅場町1-1-1 1-14-14	642.41
南高橋南西	湊 1-14-2	99.50	新亀島橋北西	日本橋茅場町2-17-1	80.47
湊町第一	湊 2-16-16	156.00	新亀島橋南西	日本橋茅場町3-13-8	107.00
湊町第二	湊 3-18-18	185.04	月 島 地 域	計 7カ所	4,923.94m <sup>2</sup>
西八丁堀	八丁堀3-1-4	271.30	佃三丁目児童遊園	佃 3-6-8	581.27
弾正橋北東	八丁堀3-2-4	83.00	月島一丁目	月 島 1-15-1先	289.30
中ノ橋北東	八丁堀4-11-24	388.00	月島二丁目	月 島 2-1-9先	558.74
靈岸橋	新 川 1-1-9	194.55	月島駅前	月 島 2-8-11	942.12
高橋北東	新 川 2-9-13	223.00	月島三丁目	月 島 3-1-1先	1,710.41
高橋南東	新 川 2-20-1	193.84	勝どき二丁目	勝どき 2-1-8先	346.00
日本橋地域	計 11カ所	3,871.91m <sup>2</sup>	勝どき四丁目	勝どき 4-13-9	496.10
地蔵橋南東児童遊園	日本橋本町4-12-20	236.10			
龍 閑	日本橋小伝馬町19-4	162.14			

## 緑地帯現況

地域別	計		京 橋 地 域		日 本 橋 地 域		月 島 地 域	
	設置数	面 積	設置数	面 積	設置数	面 積	設置数	面 積
緑地帯	209カ所	67,529.0m <sup>2</sup>	106カ所	28,552.4m <sup>2</sup>	68カ所	24,169.4m <sup>2</sup>	35カ所	14,807.2m <sup>2</sup>

◎浜町川緑道4,110.8m<sup>2</sup>、月島川みどりの散歩道4,681.0m<sup>2</sup>、箱崎河岸緑道4,389.0m<sup>2</sup>、隅田川月島緑道2,261.7m<sup>2</sup>、浜町河岸緑道2,991.6m<sup>2</sup>を含む。

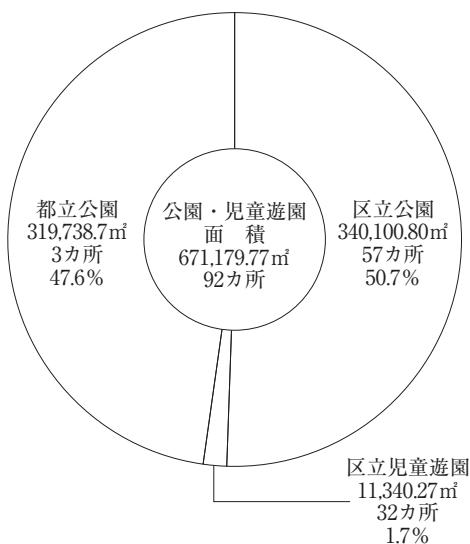
## 区民1人当たり公園面積（児童遊園を含む）

中 央 区	3.83m <sup>2</sup>
東 京 23 区	4.35m <sup>2</sup>

令和5年4月1日現在人口175,216人

◎東京23区は、令和4年4月1日現在

## 公園、児童遊園の施設数と面積の割合



### 街路樹植栽箇所数の現況（令和5年4月1日）

地域別種別	計	京橋地域	日本橋地域	月島地域
計	6,787本	3,169本	2,635本	983本
サクラ	740	110	520	110
イチヨウ	698	382	238	78
スズカケノキ	667	305	362	0
ヤナギ	601	369	182	50
トウカエデ	482	253	127	102
ハナミズキ	473	258	167	48
サルスベリ	448	285	138	25
クスノキ	340	0	21	319
ヤマボウシ	307	62	194	51
アオギリ	239	224	15	0
シナノキ	233	233	0	0
ユリノキ	222	121	101	0
モミジバフウ	176	27	149	0
ケヤキ	143	0	100	43
コブシ	128	105	17	6
シラカシ	108	30	23	55
カツラ	107	17	90	0
シデコブシ	98	98	0	0
ナンキンハゼ	97	0	97	0
ヒトツバタゴ	85	85	0	0
モミジ	82	36	46	0
トチノキ	76	76	0	0
ソヨゴ	42	8	0	34
エンジュ	37	36	1	0
ヤマモモ	37	0	21	16
ハナモモ	35	35	0	0
クロガネモチ	27	0	0	27
シマトネリコ	18	0	0	18
アラカシ	14	0	14	0
シャラノキ	9	0	9	0
イズモツバキ	8	8	0	0
ポプラ	6	5	0	1
モチノキ	2	0	2	0
タブノキ	1	1	0	0
モッコク	1	0	1	0

### 誕生記念植樹

平成元年度から、21世紀を担う新生児誕生のお祝いと緑化意識の高揚のため、公園などに記念植樹を実施している。令和4年度の対象となる新生児1,827人のうち、応募者は1,164人であった。

### 花と苗木の即売会

緑の普及、啓発を図るため、草花や苗木の即売会を実施している。即売会では、堆肥の無料配布の他、緑の相談コーナーを開設し、園芸相談に応じている。また、区民から回収した園芸用土を再生した土も配布している。なお、即売会は年間2回（5月、10月）、各2会場で実施している。

### 民間施設の緑化促進

区内の緑を増やすため、民間施設における接道部や屋上・壁面などの緑化および既存樹木の保護育成に対し、費用の一部を助成している。

### 民間緑化助成一覧

助成区分		助成金額		緑化事業全体の限度額は200万円※	
緑化事業		接道部緑化			
		接道部以外の地上部緑化			
屋上等緑化	屋上・ベランダ	30,000円/m <sup>2</sup> を限度として、住宅系建築物は要した経費の2/3、非住宅系建築物は1/2	5,000円/m <sup>2</sup> を限度として、住宅系建築物は要した経費の2/3、非住宅系建築物は1/2		
保護育成	樹木	年間10,000円/本、100,000円を限度			

※中央区二酸化炭素排出抑制システム実施要綱に定める取り組みを行っている者は、助成金額に5%を上乗せする。

### 公衆便所

公衆便所は1日2回（銀座地区など8カ所については3回）清掃を行い、清潔な状態を保つよう努めている。

また、高齢者や障害者などへの配慮や周辺環境との調和も踏まえ、老朽化の著しい箇所から順次改築し、バリアフリー化するとともに、災害時にも使用できるようピットの設置を進めている。

## 公衆便所の現況

## 京橋地域 (28カ所)

名 称	場 所
新京橋際	京 橋 3 - 11 - 8
京橋際	銀 座 1 - 2 - 4
水谷橋公園内	〃 1 - 12 - 6
元豊玉橋際	〃 2 - 9 - 10
亀井橋際	〃 2 - 16 - 8 先
数寄屋橋公園内	〃 5 - 1 - 1
元木挽橋際	〃 6 - 13 - 2
出雲橋際	〃 7 - 12 - 9
元八通八橋際	〃 8 - 11 - 8 先
桜川公園内	入 船 1 - 1 - 1
鉄砲洲児童公園内	湊 1 - 5 - 1
佃大橋西詰	明石町 6 - 9 先
築地川公園内	〃 10 - 2
築地二丁目	築 地 2 - 13 - 7
中央市場脇	〃 5 - 2 - 1
門跡橋東	〃 6 - 1 - 11
はとば公園内	〃 6 - 19 - 24
勝鬨橋西詰	〃 6 - 20 - 10
元備前橋際	〃 7 - 5 - 16
元南明橋際	〃 7 - 19 - 1
久安橋際	八丁堀 2 - 1 - 1
湊橋際	新 川 1 - 1 - 1
靈岸橋際	〃 1 - 3 - 1
越前堀児童公園内	〃 1 - 12 - 1
東新川橋際	〃 1 - 25 - 9
新川公園内	〃 1 - 31 - 1
亀島橋際	〃 2 - 9 - 1
高橋際	〃 2 - 9 - 13

## 日本橋地域 (26カ所)

名 称	場 所
常盤公園内	日本橋本石町 4 - 4 - 3
江戸桜通り地下	〃 室 町 1 - 5 - 7
日本橋際	〃 〃 1 - 8 - 1 先
江戸橋際	〃 本 町 1 - 10 - 1 先
堀留児童公園内	〃 堀留町 1 - 1 - 16
十思公園内	〃 小伝馬町 5 - 2
鎧橋際	〃 小網町 8 - 1 先
小網町二丁目	〃 〃 9 - 1 先
蛎殻町公園内	〃 蠔殻町 2 - 10 - 6
箱崎川第二公園内	〃 箱崎町 3 - 1
箱崎公園内	〃 〃 18 - 18
隅田川大橋際	〃 〃 19 - 35 先
箱崎町	〃 〃 22 - 7
左衛門橋際	〃 馬喰町 2 - 7 - 17
千代田公園内	東日本橋 1 - 10 - 2
久松児童公園内	日本橋久松町 1 - 1
浜町公園内西側	〃 浜 町 2 - 59 - 1
浜町公園内南側	〃 〃 2 - 59 - 1
菖蒲橋際	〃 〃 3 - 17 - 9
あやめ第一公園内	〃 中 洲 14 - 1
西河岸橋際	八重洲 1 - 1 - 1 先
海運橋際	日本橋 1 - 21 - 7 先
茅場橋際	〃 茅場町 1 - 14 - 15
新亀島橋際	〃 〃 2 - 17 - 1
坂本町公園内	〃 兜 町 15 - 2
新場橋際	〃 〃 18 - 1

## 月島地域 (15カ所)

名 称	場 所
佃渡跡	佃 1 - 3 - 14 先
佃小橋際	〃 1 - 10 - 11
佃公園内	〃 1 - 11 - 4
石川島公園内	〃 2 - 1 - 5
相生橋際	〃 2 - 2 - 1
元新月橋際	月 島 1 - 2 - 9
西仲橋際	〃 3 - 31 - 1
月島第一児童公園内	〃 4 - 2 - 1
月島第二児童公園内	勝どき 1 - 9 - 8
豊海児童公園内	〃 6 - 6 - 6
豊海運動公園内	豊海町 3 - 19
新月島公園内	晴 海 1 - 3 - 29
晴海第一公園内	〃 1 - 7 - 3
晴海臨海公園内	〃 2 - 4 - 27
黎明橋公園内	〃 3 - 1 - 6

設置箇所合計 69カ所

◎この他に簡易便所14カ所

## 区内の都立公園

### 浜離宮恩賜庭園

潮入の池と二つの鴨場を持つ代表的な江戸時代の大名庭園である。ここは寛永年代（1624～1644）までは將軍家の鷹狩場で一面芦原で、ここに初めて屋敷を建てたのは、4代將軍家綱の弟で甲府宰相の綱重である。承応3（1654）年綱重は將軍からこの場を賜り、海を埋め立てて、甲府浜屋敷と呼ばれる別邸を建て、その後綱重の子、家宣が6代將軍になったのを契機に、この屋敷は將軍家のものとなり、名称も浜御殿と改められた。以来幾度かの改修工事が行われ11代將軍家斉の時にほぼ現在の庭園の姿が完成した。

明治維新により皇室の離宮となり名前も浜離宮となった。その後関東大震災や戦災によって、御茶屋など数々の建造物や樹木が損傷し、往時の面影はなくなったが、昭和20年11月3日、都に下賜され整備の上、有料公開した。なお、昭和27年11月には「文化財保護法」に基づいて、国の特別名勝、特別史跡に指定された。総面積は250,215.72m<sup>2</sup>である。

## 河川

区内における一級河川は荒川水系の隅田川があり、神田川・日本橋川および亀島川が合流しながら、また月島川は隅田川から分流し、いずれも東京湾に注いでいる。二級河川は築地川・汐留川が指定されている。

河川の管理は都の所管となっているが、区は、その一部を「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」の範囲内において河川の維持管理および河川の占用・使用の許認可事務を行っている。

都では、治水上はもちろん、船の安全な航行のため、川底の堆積土砂やヘドロのしゅんせつを毎年実施している。

さらに、都は隅田川の水辺環境の創出と、洪水や高潮および大地震などに対する安全性の向上を目指し、緩傾斜型堤防などの整備を進めている。この堤防整備に先行して実施されるテラス整備を含めると、区内での完成率は約9割に達している。

### 船着場

船着場は、快適で潤いのある水辺空間を創出するとともに、災害時における帰宅困難者や物資の円滑な水上輸送など防災機能の向上に資する施設であり、区では現在、3カ所の船着場を管理している。

- ・日本橋川常盤橋防災船着場

供用開始 平成12年度

場所 日本橋本石町二丁目1番先

形状 長さ43.1m 幅2.85m（2段構造）

### 晴海ふ頭公園・晴海緑道公園（海上公園）

東京の南東部に位置し、区部のほぼ3分の1の面積を有する葛西沖から羽田沖までの海域を都民の自然との触れ合いの場として保全し利用するために、従来の埋め立て地に計画されていた近隣公園の他に、海上公園を体系的に整備しようとする都の基本構想に基づき昭和47年を初年度として、昭和55年を完成目標に海上公園計画が決定された。

晴海ふ頭公園は都において、晴海地区の環境整備計画の一環として、従来の古いふ頭の合理化を図り、都民が港に親しみ、また浜離宮の森と景観的に一体となった緑豊かなふ頭公園として、昭和50年12月1日から一般に開放された。平成29年10月から公園改修工事のため休園していたが、令和4年10月に供用を開始した。面積は35,501.81m<sup>2</sup>である。また、晴海緑道公園も、令和4年10月に供用を開始した。面積は34,021.17m<sup>2</sup>である。

- ・日本橋船着場

供用開始 平成23年度

場所 日本橋一丁目9番先

形状 浮桟橋（長さ20m 幅6m バリアフリー対応）

- ・朝潮運河船着場

供用開始 平成22年度

場所 勝どき四丁目6番先

形状 浮桟橋（鋼構造 長さ60m 幅4.7m）

※令和5年5月15日移転

### 河川占用許可状況 (令和4年度)

地域別	計	京橋地域	日本橋地域	月島地域
河川占用	187件	59	100	28

◎定期更新分を含む。

## 一級河川荒川水系

河川名	区間		延長 (中央区 管内)
	上流端	下流端	
合計			10,120m
京橋地域	計		3,310
	隅田川	左岸 北区志茂五丁目地先 右岸 ツ (荒川からの分派点岩淵水門)	東京湾 2,580
	亀島川	左岸 中央区新川一丁目1番先 (日本橋川から) 右岸 ツ 日本橋茅場町一丁目1番先 (の分派点)	隅田川への合流点 730
日本橋地域	計		5,450
	隅田川	左岸 北区志茂五丁目地先 右岸 ツ (荒川からの分派点岩淵水門)	東京湾 2,180
	神田川	左岸 三鷹市井の頭三丁目322番先 (井の頭水門) 右岸 ツ	隅田川への合流点 510
	日本橋川	左岸 千代田区三崎町三丁目9番先 (神田川から) 右岸 ツ 飯田橋三丁目11番先 (の分派点)	ツ 2,300
	亀島川	左岸 中央区新川一丁目1番先 (日本橋川から) 右岸 ツ 日本橋茅場町一丁目1番先 (の分派点)	ツ 460
月島地域	計		1,360
	隅田川	左岸 北区志茂五丁目地先 右岸 ツ (荒川からの分派点岩淵水門)	東京湾 830
	月島川	左岸 中央区月島三丁目25番先 (隅田川から) 右岸 ツ 勝どき一丁目1番先 (の分派点)	ツ 530

## 二級河川単独水系

河川名	区間		延長 (中央区 管内)
	上流端	下流端	
計			1,650m
京橋地域	築地川	左岸 中央区銀座八丁目地先 右岸 ツ 築地五丁目地先 (汐留川分派点)	東京湾 750
	汐留川	左岸 中央区銀座八丁目地先 右岸 港区汐留無番地先 (汐留橋下流10m先)	ツ 900

## 東京港の高潮対策

低地対策事業の一環として、地盤沈下の著しい地域（江東地区、城北地区）および東京港に接する城南地区など周辺の低地域を高潮の災害から守るため、都は昭和9年に「総合高潮防御計画」を策定し、以後護岸かさ上げなどの護岸改修事業、恒久的な高潮対策としての外郭堤防修築事業などを実施してきた。

しかし、昭和34年9月名古屋地方に甚大な被害をもたらした伊勢湾台風を契機として、東京港における従来の水害

対策と高潮対策を再検討し、昭和35年に新たに10カ年計画の「東京港特別高潮対策事業計画」を策定し、対象区域も江東デルタ地帯中心から東京港全域に広げることとなった。

ところが、昭和36年の第2室戸台風による被害が甚大であり、早急な整備が必要とされたため、東京港臨海部、特に江東、月島、晴海、港南の低地帯に対する高潮対策事業を10カ年計画の枠内で、昭和38年度を初年度として緊急3カ年計画をもって整備した結果、昭和40年度に最も危険度

の高い地域の一部について整備が完了した。その後、港南地区の一部と港地区外郭施設も完成した。

なお、月島・晴海両地区は昭和40年度に整備が完了している。

都は規則に基づき定期的な水門の点検を実施しており、地震時の震度が4の場合は状況に応じて、震度5弱以上または津波警報が発令された場合は直ちに全水門を閉鎖することになっている。

東京港ではこれまで、平成24年12月に策定した「東京港海岸保全施設整備計画」に基づき、大規模地震を対象とし

て、防潮堤・内部護岸などの耐震性を強化するとともに、水門や排水機場の耐震・耐水対策に取り組んできた。

都は、国が令和2年11月に「海岸保全基本方針」を変更したことや、令和4年12月に策定した「TOKYO 強靭化プロジェクト」における今後の方向性の中で、気候変動がもたらす影響への対応方針が示されたことから、令和5年3月に「東京港沿岸海岸保全基本計画〔東京都区間〕」を改定するとともに、この基本計画に基づき、令和4年度を初年度とした10カ年計画の「東京港海岸保全施設整備計画」を策定した。

### 外郭施設状況

令和4年4月1日現在（港湾局管内）

地区名 保守担当名 施設名 区域名	計	江 東			中 央		港		港 南		
		東 部						南 部			
		砂町	辰巳	豊洲	豊洲六	晴海	月島	竹芝	芝浦	品川	呑川
水 門	15カ所	1	2	2	—	1	2	2	2	3	—
排 水 機 場	3	—	1	—	—	—	—	1	—	1	—
陸 こ う	26	—	1	—	—	1	3	5	13	—	3
逆 流 防 止 扉	27	—	1	1	—	1	3	1	8	10	2
防 潮 堤	37,301m	2,453	2,999	2,391	2,757	3,882	1,260	1,372	3,336	8,272	8,579

## 土木関連事業

### 駐車場

都心部では、自動車交通による道路の混雑や渋滞、買い物や荷さばき車の路上駐車により交通障害が生じている。

このため、道路交通の円滑化を図り、交通の利便と都市機能の維持や向上を目的として、駐車場の整備を図ってきた。

また、平成16年の「道路交通法」および平成18年の「駐車場法」の各法律の改正により、違法駐車の取り締まりが強化されるとともに、自動二輪車駐車場の整備が求められている。

#### 路外駐車場

比較的長時間の駐車需要に対応するため設置され「都市計画法」に基づく都市計画駐車場、「駐車場法」に基づく大規模建築物の付置義務駐車場ならびに届出駐車場がある。(届出駐車場については291頁参照)

#### パーキング・メーター

道路上における無秩序な駐車を規制するとともに、地域の実情に応じた短時間駐車の需要に対応するため、道路幅員や交通量などを考慮して設置されている。

#### 中央区警察署別パーキング・メーター駐車枠設置状況

署 別	台 数
計	2,296台
中 央	817
久 松	527
築 地	856
月 島	96

## 都市計画自動車駐車場現況

令和4年3月末現在

区分 名称	位 置	面 積	収容台数	構 造
	計	17.44ha	5,741台	
八重洲 (東京駅八重洲パーキング西)	八重洲一・二丁目、千代田区丸の内一丁目各地内	1.62	290	地下1層
八重洲第1 (八重洲)	日本橋三丁目、京橋一丁目各地内	0.71	265	地下2層
八重洲第2 (東京駅八重洲パーキング東)	八重洲一・二丁目、日本橋三丁目、京橋一丁目各地内	1.2	269	地下2層
汐留	銀座八丁目、港区東新橋一丁目各地内	1.13	455	地下2層
京橋 (銀座)	京橋三丁目、銀座一丁目、八重洲二丁目、千代田区丸の内三丁目各地内	0.92	247	地上1層地下1層
江戸橋 (日本橋兜町)	日本橋一・二丁目、日本橋兜町各地内	1.16	939	地上2層地下2層
西銀座	銀座五～八丁目各地内	1.96	688	地下2層
昭和通り第1 (日本橋)	日本橋一～三丁目各地内	0.85	190	地下1層
昭和通り第2 (宝町)	日本橋三丁目、京橋一～三丁目各地内	0.79	190	
昭和通り第3 (新京橋)	京橋三丁目、銀座一～三丁目各地内	0.90	220	
昭和通り第4 (東銀座)	銀座五～八丁目各地内	0.80	180	
本町 (日本橋本町)	日本橋本町一・二丁目各地内	1.0	306	
白魚橋 (銀座一丁目)	京橋三丁目、銀座一丁目各地内	0.28	226	地上2層地下2層
東銀座 (銀座東)	銀座六丁目地内	0.47	70	地下1層
箱崎 (T C A T)	日本橋箱崎町、日本橋中洲各地内	1.2	404	地上2層地下1層
築地 (築地川第一)	築地四～六丁目各地内	0.3	231	地表式
蛎殻町 (ロイヤルパークホテル)	日本橋蛎殻町二丁目地内	0.43	186	地下2層
浜町公園 (浜町公園地下)	日本橋浜町二丁目地内	0.96	185	地下1層
銀座八丁目 (銀座地下)	銀座七・八丁目各地内	0.47	104	地下1層
銀座四丁目 (銀座四丁目公共)	銀座四丁目地内	0.29	96	地下2層

◎( ) 内は営業上の名称

## 公有水面埋立事業

昭和30年代から40年代の著しい経済成長は、一面において工場排水、家庭雑廃水などの流入による都市河川の水質悪化をもたらした。また高速道路の建設などにより、河川としての機能が低下した水域がごみの不法投棄の場所となり、美観が損なわれていた。このため、道路、公園、駐車場などの都市施設を整備するとともに、美観の向上を目的

として、公有水面埋立事業が行われてきた。(305頁参照)

晴海二丁目、四丁目および五丁目各地先において、晴海地区の開発整備に伴い、高潮、津波など水害から市街地を守るため、親水性を備えた防潮堤と緑地の確保を目的として、面積約51,566m<sup>2</sup>の公有水面埋立事業が、都により行われてきた。背後地の開発などに併せ順次整備が進められ、平成26年3月までに、全て竣工した。

## 埋立箇所

埋立箇所	位 置	埋立免許取得年月日	工事着工年月	完成年月	工事主体	埋立面積	用 途
築地川	明石町11番先(堺橋上流端)間 築地七丁目18番先(明石橋下流端)	昭和42年7月14日	昭和42年11月	昭和46年10月	中央区	m <sup>2</sup> 15,028.02	公園敷地 道路敷地
桜川	八丁堀四丁目5番先(中ノ橋上流端)間 湊一丁目1番先(八丁堀橋下流端)	昭和44年1月30日	昭和44年3月	昭和47年2月	中央区	9,025.24	公園敷地 敬老館敷地
公有水面(郵船堀)	日本橋箱崎町36番先	昭和47年8月14日	昭和47年12月	昭和48年12月	中央区	914.5	—
箱崎川 浜町川	日本橋箱崎町2番先～日本橋中洲6番先 日本橋中洲2番先～日本橋箱崎町44番先 日本橋浜町二丁目11番先 日本橋蛎殻町二丁目10番先間	昭和43年4月22日	昭和43年8月	昭和49年5月	首都高速道路公団	52,845.70	道路敷地
築地川 東支川	築地四丁目1番先(北門橋上流)間 築地五丁目1番先(市場橋上流端)	昭和52年6月3日	昭和52年8月	昭和53年3月	中央区	5,422.25	公園敷地 社会教育会館敷地
桜川	八丁堀四丁目12番先間 湊一丁目8番先	昭和53年6月20日	昭和53年9月	昭和61年1月	東京都	6,428.87	下水道敷地 道路敷地
築地川 東支川	築地四丁目6番先(市場橋上流端)間 築地五丁目2番先(小田原橋際)	昭和57年11月25日	昭和58年2月	昭和60年2月	中央区	5,347.62	道路敷地 駐車場敷地
佃川	佃三丁目6番先 月島二丁目2番先	昭和58年8月25日	昭和58年11月	昭和62年4月	東京都	8,051.38	道路敷地
築地川 南支川	築地七丁目1番先(備前橋下流端)間 築地四丁目14番先(小田原橋下流端)	昭和59年12月19日	昭和60年3月	昭和62年4月	中央区	9,600.09	道路敷地 駐車場敷地
築地川 東支川	築地四丁目14番先(小田原橋際)間 築地五丁目2番先						
朝潮運河 豊海入江	豊海町2番先 3番先	昭和59年3月15日	昭和59年5月	昭和62年6月	中央区	18,001.16	緑地
築地川 東支川	築地六丁目27番先(小田原橋際)間 築地五丁目2番先(海幸橋下流端)	平成3年10月25日	平成3年11月	平成10年5月	中央区	2,709.05	住宅敷地 駐車場敷地 道路敷地
築地川 東支川	築地五丁目2番先(海幸橋際)間 築地六丁目20番先(築地川東支川水門際)	平成4年9月29日	平成4年12月	平成6年11月	東京都	5,397.81	卸売市場用地
豊洲・晴海水際線	晴海二丁目3番先間 晴海四丁目3番先	平成11年5月21日	平成11年8月	平成18年9月	東京都	21,265.12	緑地
豊洲・晴海水際線	晴海二丁目3番先間 晴海二丁目1番先	平成11年5月21日	平成11年8月	平成19年9月	東京都	8,530.01	緑地 ふ頭用地
豊洲・晴海水際線	晴海四丁目1番先間 晴海五丁目13番先	平成11年5月21日	平成11年8月	平成26年3月	東京都	21,771.44	緑地

## 公有水面の活用

都市の中の貴重な自然である運河・河川を活用し、区民の生活環境の改善を図っている。

平成18年4月に策定した「中央区水辺利用の活性化に関する方策」においては「水辺の整備」「水辺の環境改善」「にぎわいの活用」「災害時の活用」「水上交通の活性化」の五つにテーマを区分し、各テーマの現状と課題を踏まえた方策を推進している。

## 朝潮運河

区民にとって安全で親しみのある身近な空間としての活

用を図るため、平成15年9月に策定した「朝潮運河護岸環境整備構想」に基づき、都の耐震護岸工事と連携しながら親水公園の整備を進めている。平成21年12月には、晴海三丁目に朝潮運河親水公園が供用されて以降、黎明橋公園前、月島二丁目前、晴海五丁目前、令和4年11月には晴海一丁目前で整備し、供用を開始している。

また、地域住民、NPOなどの民間団体により「朝潮運河ルネサンス協議会」が設立され、運河の魅力やにぎわいの創出を目的とした取り組みが始められており、区でもこれらの活動に対して支援を行っている。

## 区内主要事業

### 都市高速道路

人口・産業・経済の集中や生活圏の広域化などに伴い、東京圏の自動車交通量は高い水準で推移し、特に交差点の交通渋滞は広域的に悪化している。

このような交通状況の改善対策として、交差点の立体化や交通規制などがなされてきたが、深刻化する交通渋滞を大幅に緩和し、広域的な都市活動を支える交通網を形成するため、一般街路と分離した平面交差のない高架または地下の自動車専用道路が計画された。

当初は8路線2分岐線、延長約71kmに及ぶ都市高速道路網が昭和34年8月18日に都市計画決定された。その後新路線の追加、既定路線の延伸などの計画変更があり、令和2年4月現在、都市計画決定されている路線は19路線3分岐線、延長は約226kmである。

#### 1 1号線

羽田空港から日本橋本町間は昭和39年8月に開通しており、本町二・四丁目地先の高架橋460mも同44年5月31日に完成し、これで羽田三丁目神奈川県境から上野駅付近まで全線開通となった。

#### 2 4号線

東京駅八重洲口広場下の駐車場建設と同時に施工し、450mについて昭和42年2月1日着手し、同44年3月31日に竣工した。  
しゅんこう

なお、中央区八重洲二丁目付近から千代田区大手町付近間は、昭和48年2月15日開通し、これで全線開通となった。

#### 3 4号線分岐線

日本橋本石町一丁目付近から同兜町付近まで全線開通している。

#### 4 6号線

日本橋小網町から同蛎殻町一・二丁目を経て、同浜町一～三丁目地先の高架橋2,874mを昭和41年12月16日着手、同46年3月21日をもって全線開通している。

#### 5 8号線

港区芝汐留付近から中央区京橋三丁目付近まで全線開通している。

#### 6 9号線

日本橋箱崎町から湾岸線取付部分間約5.8kmについて、昭和40年3月に計画決定がなされ、同46年3月に事業決定を行うとともに事業に着手し、同55年2月5日全線開通した。

#### 7 晴海線

湾岸線江東区有明付近から江東区豊洲、晴海、勝どきを経て1号線の築地付近まで約5.1kmについて、平成5年7月に計画決定がなされた。そのうち、有明付近から晴海付近間約2.7kmについては同14年2月に事業決定され、有明

から豊洲間が同21年2月11日に、豊洲から晴海間が同30年3月10日に開通した。

### 8 首都高速道路日本橋区間地下化

日本橋上空の首都高速道路は、1963年の開通から半世紀以上が経過し、老朽化による更新が必要とされてきたことから地下化の検討が行われてきた。構造物の長期的な安全性や車道空間の確保による走行性の向上、江戸橋ジャンクション周辺の交通状況の改善、さらに歴史や文化を踏まえた日本橋の顔づくりに向け、令和元年10月11日に都市計画が決定された。

その後、令和2年4月30日に事業認可がされ、11月から各地下埋設企業者による移設工事に着手し、令和3年5月に呉服橋出入口と江戸橋出入口を廃止し、撤去に着手した。  
事業区間：千代田区内神田二丁目～中央区日本橋小網町  
延長：約1.8km

### 9 箱崎バスターミナル（シティエアターミナル）

都市間高速道路および幹線道路網の整備の進展に伴い、長距離バス路線の運行や空港～都心間の連絡路線など旅客輸送体系の転換が生じている。都市交通の円滑化と都市生活環境保全、大型車乗り入れ規制やバス発着場の集約化を行う必要があり、そのための都市計画施設がバスターミナル施設である。

区における施設としては、都市高速道路6号線と9号線を結ぶインターチェンジ部分を活用して、箱崎バスターミナルが昭和53年5月の成田空港の開港と同時に本格開業した。

### 都市鉄道

東京圏においては、公共交通、自動車交通の混雑が著しく、特に都心部においては、中枢管理機能をはじめ各種の業務機能の集中により慢性的な交通混雑を呈している。

また、郊外と都市部を結ぶ放射状の交通機関の混雑も激しく、これらの抜本的解決を図るために、安全、確実、迅速かつ大量輸送のできる都市鉄道の一層の整備が求められている。

このため運輸政策審議会は、昭和60年および平成12年に「東京圏における高速鉄道を中心とする交通網の整備に関する基本計画」を運輸大臣に答申し、計画に基づく整備が行われてきた（都市高速鉄道の現況については308頁参照）。

その後、平成28年4月に交通政策審議会は、令和12年ごろを念頭に置いた「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」を国土交通大臣に答申し、東京圏の都市鉄道が目指すべき姿およびその姿を実現する上で意義のあるプロジェクトを示した。

なお、区では、鉄道駅のバリアフリー経路について、駅を利用する全ての人の利便性と安全性の向上のため、ホームから地上までのエレベーター設置を事業者に働きかけており、令和5年4月現在、26駅（JRを含む）において、

確保されている。

### 1 地下鉄12号線（大江戸線）

大江戸線は、新宿副都心を起点として春日、上野御徒町、蔵前、森下、月島、大門、青山一丁目、新宿に戻る環状部とこれより東中野、練馬を経て光が丘に至る放射部からなる延長約41kmの路線である。

このうち、放射部（約13km）については、昭和59年8月に都市計画決定され、練馬～光が丘間が平成3年12月10日に開通し、続いて新宿～練馬間が、同9年12月19日に開通した。

また、環状部（約28km）については、平成3年5月13日に都市計画決定され、同12年12月12日に全線開通した。区内には、月島・勝どき・築地市場駅の3駅が設置された。

開通後、周辺開発などにより乗降客数が大幅に増加した勝どき駅については、混雑緩和と利便性の向上を図るためにホームの新設やコンコースの一体化、出入り口の増設が行われ、平成31年2月に供用開始された。

### 2 都心部・臨海地域地下鉄（臨海部～銀座～東京）

平成26年度から区が調査・検討を進めてきた都心部と臨海部を結ぶ地下鉄新線が、同28年4月に公表された交通政策審議会答申において「都心部・臨海地域地下鉄構想」として位置付けられた。

答申以降、本路線の早期実現を目指し、区内沿線地域の町会などの地元団体、区、中央区議会都心・臨海地下鉄新線整備促進議員連盟は、地域の方々が一致団結し、共に行動し、機運を高めるために、令和4年11月に5回目となる「都心・臨海地下鉄新線推進大会2022」を開催した。

区では、令和2・3年度に近年の開発動向や平成26・27年度の調査を踏まえた最新の輸送需要を推計し、収支採算性の検討及び費用便益の分析を行い、検討の深度化を図った。

こうした中、令和3年7月の交通政策審議会答申において、同構想が「事業化に向けて関係者による検討の深度化を図るべきである。」と示された。さらに、答申を踏まえ、事業計画の検討を行うため、同年9月に都が「都心部・臨海地域地下鉄構想 事業計画検討会」を設置し、令和4年11月に「都心部・臨海地域地下鉄構想 事業計画案」を公表した。

事業計画案の公表を踏まえ、区の考え方を取りまとめるための「都心・臨海地下鉄新線検討調査」を実施する他、早期事業化に向けて、国や都に働きかけるとともに、常磐新線延伸との一体整備を見据え、沿線自治体や鉄道事業者との連携を図る。

### 下水道事業

下水道は、日々の暮らしや経済活動によって汚れた水を浄化し、川や海に戻すことで、快適な生活環境と都市の水循環を支えている。また、宅地や道路などに降った雨水を速やかに排除して、市街地を浸水から守る役割を担っており、都市の活動やそこに暮らす人々の生活になくてはならない重要なインフラである。

東京都下水道局では、下水道の基本的な役割を担い続けるとともに、長期的な視点に立って下水道サービスのさらなる向上を図るため、令和3年度から5年間の事業運営の指針となる「経営計画2021」を策定した。

この計画では、「お客さまの安全を守り、安心で快適な生活を支える」「良好な水循環と環境負荷の少ない都市の実現に貢献する」「最少の経費で最良のサービスを安定的に提供する」の三つを経営方針として掲げている。

都下水道局は、この経営方針の下、老朽化施設の再構築や浸水対策、震災対策、合流式下水道の改善、高度処理、エネルギー・地球温暖化対策などに必要な施設の整備を確実に進めるとともに、維持管理の充実に努めている。

区内の下水道は大正末期から敷設が始まり、特に日本橋、京橋地域については、早い時期から普及が進んだ。

近年、激甚化・頻発化する豪雨に対する取り組みの強化が必要とされる一方で、水辺環境への関心の高まりや地球環境保全への貢献が強く求められている。

このため、区内においては、老朽化対策や雨水排除能力の増強を図る管きょの再構築をはじめ、雨天時の河川や海に放出される汚濁負荷量の削減を図る合流式下水道の改善、浸水に対する安全性を向上させるための地下街対策や浸水対策幹線の整備が行われている。

また、震災時の避難所における下水道機能の確保や緊急輸送道路を確保するため、マンホールと下水管の接続部の耐震化（非開削工法）やマンホールの浮上抑制対策（非開削工法）を実施している。

## 都市高速鉄道（地下鉄）現況

路線名	起 点	終 点	都市計画決定内容	区内の駅 (鉄道名)
			主な経過地域	
第1号線 本線	大田区 西馬込2	墨田区 押上1	大田区西馬込2、品川区東五反田1、港区高輪2、新橋2、中央区日本橋1、台東区浅草橋1、駒形1、墨田区押上1	東日本橋駅、人形町駅、日本橋駅、宝町駅、東銀座駅 (都営浅草線)
第2号線	目黒区 上目黒2	足立区 日ノ出町	渋谷区恵比寿南1、港区六本木6、虎ノ門5、千代田区霞が関2、中央区銀座4、日本橋茅場町1、千代田区神田佐久間町1、台東区東上野3、荒川区南千住4	小伝馬町駅、人形町駅、茅場町駅、八丁堀駅、築地駅、東銀座駅、銀座駅 (東京メトロ日比谷線)
第3号線	渋谷区 道玄坂1	台東区 三ノ輪1	港区青山2、赤坂3、新橋2、中央区銀座4、日本橋1、千代田区神田須田町1、台東区東上野3、浅草1	日本橋駅、三越前駅、京橋駅、銀座駅 (東京メトロ銀座線)
第4号線 本線	豊島区 西池袋1	杉並区 荻窪3	池袋、茗荷谷、御茶の水、大手町、銀座、霞が関、赤坂見附、四ツ谷、新宿、新中野、南阿佐ヶ谷、荻窪、中野坂上、中野富士見町、方南町	銀座駅 (東京メトロ丸の内線)
第5号線	中野区 中野3	千葉県 船橋市 山野町	新宿区高田馬場1、西早稲田1、千代田区飯田橋4、大手町2、中央区日本橋1、日本橋茅場町1、江東区門前仲町1、東陽4、江戸川区中葛西5、千葉県浦安市北栄1、市川市富浜1	日本橋駅、茅場町駅 (東京メトロ東西線)
第8号線 本線	練馬区 練馬1	江東区 新木場1	練馬区小竹町2、豊島区西池袋1、文京区大塚5、新宿区神楽坂1、千代田区九段北4、永田町1、有楽町1、中央区銀座1、新富2、江東区豊洲2	銀座一丁目駅、新富町駅、月島駅 (東京メトロ有楽町線)
第10号線	世田谷区 給田3	江戸川区 篠崎町1	世田谷区南烏山3、松原1、渋谷区笹塚1、代々木2、新宿区市谷本村町、千代田区九段北2、岩本町3、中央区日本橋浜町2、江東区森下1、墨田区菊川3、江東区住吉1、江戸川区小松川1、西瑞江3	馬喰横山駅、浜町駅 (都営新宿線)
第11号線	世田谷区 玉川1	墨田区 押上1	世田谷区用賀4、桜新町2、上馬4、太子堂2、池尻3、渋谷区道玄坂2、港区南青山5、南青山1、千代田区永田町2、麹町2、九段北1、神田神保町2、大手町1、中央区日本橋室町1、日本橋蛎殻町2、江東区白河1、住吉2、墨田区錦糸1、業平3	三越前駅、水天宮前駅 (東京メトロ半蔵門線)
第12号線	新宿区 西新宿2	練馬区 光が丘7	新宿区西新宿1、新宿7、若松町、原町1、箪笥町、文京区後楽2、小石川1、本郷4、台東区上野4、元浅草1、寿3、墨田区横綱1、江東区森下1、白河1、門前仲町2、中央区月島1、勝どき2、築地5、港区東新橋1、浜松町2、東麻布1、麻布十番1、六本木4、元赤坂2、新宿区霞ヶ丘町、渋谷区代々木1、代々木2、中野区中央2、新宿区上落合2、西落合3、中野区江原町3、練馬区練馬4、春日町3	築地市場駅、月島駅、勝どき駅 (都営大江戸線)

## 東京都第一建設事務所

所在地 明石町2-4

庶務課 ☎ (3542) 0682

管理課 ☎ (3542) 1472

用地課 ☎ (3542) 0152

工事課 ☎ (3542) 1292

補修課 ☎ (3542) 3722

東京都第一建設事務所は、千代田・中央・港の都心3区の都道と河川の整備、維持管理を所掌している。

中央区において、令和5年度の各事業は次のとおりである。

道路整備では、臨海部と都心部との交通ネットワークの強化、地域交通の円滑化を図るとともに、地域の防災性の

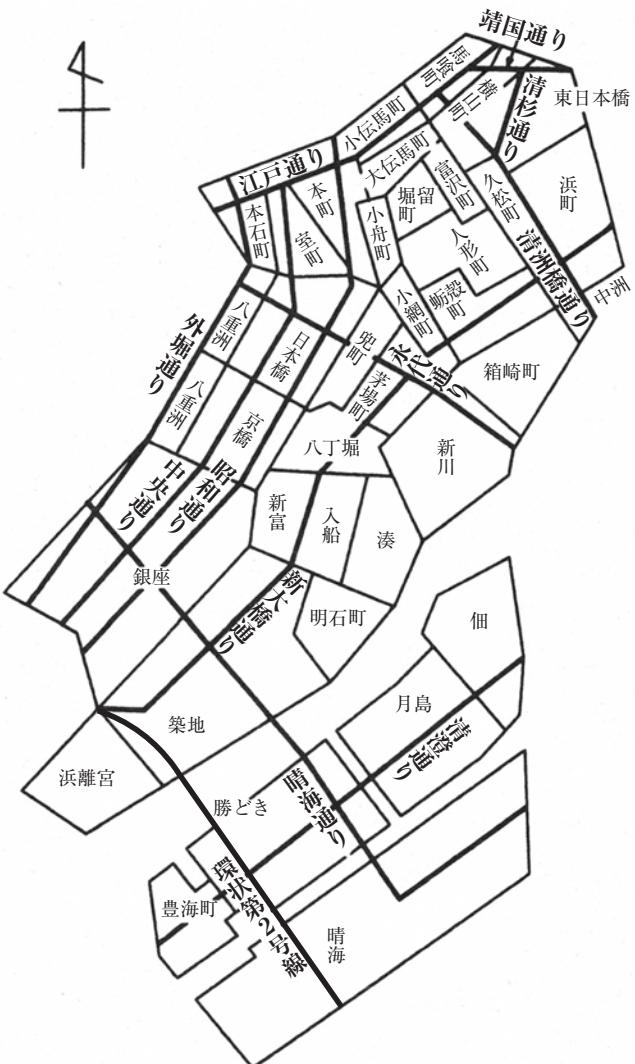
向上に寄与する環状第2号線の整備を進め、令和4年12月に全線開通した。

道路維持管理では、道路を常に良好な状態に保ち、安全で快適な通行を確保するため、晴海通りなどで路面補修工事を実施する。

また、橋りょうでは、勝鬨橋や入船橋の長寿命化工事などを実施する。

河川の維持管理では、良好な河川環境の維持・確保のため、日本橋川のしゅんせつを実施し、隅田川、日本橋川、亀島川などについては、前年度同様、水面清掃を実施する。なお、隅田川テラスについては、関係機関と連携し整備を進めるとともに、適切な維持管理を行う。

### 道路名称図



### 中央区管内都道延長・面積現況

種別・番号	路線名	起 点	終 点	延 長	面 積
合 計	12路線			m 22,323	m <sup>2</sup> 876,508
主要地方道 計	5路線			13,493	563,002
主要地方道 10	東京浦安	日本橋一丁目	江東区永代一丁目	1,514	54,173
〃 50	東京市川	銀座八丁目	江東区新大橋一丁目	4,003	143,106
〃 302	新宿両国	新宿区市谷田町一丁目	日本橋馬喰町一丁目	153	5,449
〃 304	日比谷豊洲埠頭東雲町	千代田区有楽町一丁目	江東区豊洲二丁目	4,583	217,171
〃 316	日本橋芝浦大森	日本橋本町三丁目	品川区東品川二丁目	3,240	143,103
特例都道 計	7路線			8,830	313,506
特例都道 405	外濠環状	港区新橋一丁目	港区新橋二丁目	2,587	91,658
〃 407	丸の内室町	千代田区丸の内二丁目	日本橋室町三丁目	247	6,739
〃 408	八重洲宝町	八重洲一丁目	京橋一丁目	366	16,203
〃 463	上野月島	江東区越中島一丁目	勝どき一丁目	2,394	77,399
〃 473	新富晴海	新富二丁目	晴海一丁目	2,065	84,775
〃 474	浜町北砂町	日本橋浜町三丁目	江東区清澄一丁目	567	14,896
〃 475	永代葛西橋	江東区佐賀一丁目	日本橋箱崎町	604	21,836

## 地下自動車道の現況（都道）

地域	名 称	路 線 名	位 置	延 長	有効幅員	高 さ
京 橋	東銀座地下自動車道	主要地方道 316	銀座一丁目～六丁目	m 702.2	m 13.00	m 4.7
	宝 町 ク	ク 316	京橋二丁目～銀座一丁目	329.2	13.00	4.7
日本橋	八重洲 ク	ク 316	日本橋三丁目～京橋一丁目	322.0	13.00	4.7
	江戸橋 ク	ク 316	日本橋一丁目・二丁目	323.9	13.00	4.7

## 地下歩道の現況（都道）

地域	名 称	路 線 名	位 置	延 長	有効幅員	高 さ
京 橋	銀座地下歩道	主要地方道 304	銀座四丁目・五丁目	m 165.0	m 9.00	m 2.1～2.4

## 地下横断歩道の現況（都道）

地域	名 称	路 線 名	位 置	延 長	有効幅員	高 さ
日本橋	本町地下横断歩道	主要地方道 316	日本橋本町二丁目	m 74.7	m 1.5～3.0	m 2.5
	江戸橋 ク A	ク 316	日本橋本町一丁目（閉鎖中）	A 33.0	2.5～3.1	2.4
	江戸橋 ク B	ク 316	日本橋一丁目	B 33.0	2.5～3.1	2.4
	あやめ ク	特例都道 474	日本橋浜町三丁目 ～日本橋中洲	43.2	3.1	2.5

## 都道の街路樹現況

計	5,403本
---	--------

## 道路占用種別許可状況（令和4年度）

種 別	件 数
計	4,646件
広告（看板など）	2,018
工事（足場・仮囲・材料置き場など）	531
露店（靴磨き・宝くじ売場など）	64
公益事業（電柱・ガス管・変圧など）	1,250
その他	783

## 都道の中央分離帯・歩道緑地帯現況

施 設 名	面 積
計	25,065m <sup>2</sup>
中 央 分 離 帯	6,977
歩 道 緑 地 帯	12,646
そ の 他	5,442

## 隅田川河川占用許可・承認処理状況（令和4年度）

許 可 承 認 内 容	計	新規	継続
計	29件	20	9
自 費 工 事 (20条)	1	1	0
土 地 占 用 (24条)	12	3	9
工作物設置 (24・26条)	12	12	0
土 地 形 状 変 更 (27条)	0	0	0
権 利 讓 渡 (34条)	0	0	0
保 全 区 域 内 行 为 (55条)	4	4	0
国 の 特 例 (95条)	0	0	0

## 取り締まり状況（令和4年度）

取り締まり物件	撤 去 件 数
立 看 板	0枚
ポ ス タ ー	3枚
そ の 他 (自 転 車 な ど)	10台
取 り 締 り 回 数	200回